

国民年金

年金を受けているみなさま、ご家族のみなさまへ

このような時には届け出が必要ですよ

●住所や年金の受け取り場所を変えるとき

↓「年金受給者 住所・支払機関変更届」

引っ越しなどで住所が変わったときや、年金を受け取る支払機関を変更するときは、すみやかに届け出て下さい。この届けが提出されないと、年金の支払額をお知らせする通知書等が届かないことや希望する銀行や郵便局で年金を受け取れない場合があります。

※年金を確実に受け取っていただくために、やむを得ない場合以外の支払機関のみの変更はご遠慮ください。



●年金証書を紛失したとき

↓「年金証書再交付申請書」

年金証書は、年金を受ける権利があることを証明するもので、各種届け出をするときや年金の相談のときに必要となる大切な書類です。紛失してしまったときは、再交付を受けてください。

●誕生日がきたとき

↓「年金受給者現況届」

これまで、年金受給者のみなさまの生存確認については、毎年一回誕生日に現況届（ハガキ）を提出していただく方法によって行っていました。年金受給者のみなさまの手続きの簡素化や事務処理の効率化を図る観点から、平成18年12月より住基ネット（住民基本台帳ネットワークシステム）を活用して現況確認を行うことになりました。これにより、現況届の提出が原則不要となります。

ただし、現況届の提出が不要となるのは、社会保険庁において、生存確認を行うために必要となる住基コードの確認ができた受給者の人に限られます。このため、次の人については、これまでどおり現況届の提出が必要となります。

現況届の提出が必要となる主な例

①社会保険庁が管理している年金受給者の基本情報（氏名・生年月日・性別・住所）が住基ネット

ト（住民票）の基本情報と相違している人

②外国籍の人

③外国にお住まいの人

※現況届が送付された場合、期日までに提出されませんと、年金の支払いが一時止まり、再開するまでに一か月以上かかりますので、ご注意ください。



●年金を受けている人が亡くなったとき

↓「年金受給者死亡届」

年金を受けている人がお亡くなりになると、年金を受ける権利がなくなりますので、遺族の人はすみやかに届け出をお願いします。

※この届け出が遅れますと、年金が多く支払われてしまい、後でお返しただかなければならなくなりますので、ご注意ください。

↓「未支給年金・保険給付請求書」

年金は、生計を同じくしていた遺族の人がいる場合、受給していた人が亡くなった月の分まで受け取ることができます。生計を同じくしていた遺族の人からの請求によって、未支給の年金が支払われますので、必要書類を添えて提出してください。

未支給年金を受け取ることのできる遺族の人の範囲及び順位

- ①配偶者
- ②子
- ③父母
- ④孫
- ⑤祖父母
- ⑥兄弟姉妹の順です。

その他の各種手続き等については、お問い合わせください。

▼問い合わせ先

宇都宮西社会保険事務室

☎028(622)4222

保険課 国保年金係

☎9134